

第2編 地震災害対策計画編

第1章 総則

第1節 地震災害対策計画の概要

第1 目的

本計画は、町及び関係機関が処理すべき事項について定めたものであり、本計画の地震災害対策を総合的かつ計画的に推進することで、町の地域、町民の生命、身体及び財産を地震災害から保護することを目的とする。

第2 基本方針

本計画は、本町に係る地震災害及び地震に伴うその他の災害に関し、町の処理すべき事務又は業務を中心として防災関係機関等の処理すべき業務を包括した総合的かつ基本的な計画であり、以下の内容を基本方針とする。

- 1 茨城県被害想定地震、南海トラフ地震、首都直下地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震を踏まえた防災対策の確立を図る。
- 2 地震による被害を最小限とするため、災害の予防、災害発生時の応急対策及び復旧・復興対策を含む総合的な計画とする。
- 3 各項目に関し、責任担当機関、必要な措置を明示する。
- 4 「自分の命は自分で守る」の観点から、町民・事業所の役割も明示した計画とする。

第3 構成

本計画は、震災予防、震災応急対策及び震災復旧及び復興を中心に、以下の4章から構成される。

第1章 総則

第2章 地震災害予防計画

第3章 地震災害応急対策計画

第4章 震災復旧・復興計画

付 編 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画